

### Ⅲ. 教職課程の授業科目の構成

教職課程の授業科目は教育職員免許法に則って定められています。法令上、大学において修得することを必要とする最低修得単位数をもとに、本学で定める各授業科目の必要修得単位について記します。

#### 【基礎免許】

「教員職員免許法施行規則第 66 条の 6」に基づく本学での最低修得単位数

教育職員免許法施行規則に定める科目	最低単位数	
	初等教育 健康体育	子ども支援
日本国憲法	2	2
体育	2	3
外国語コミュニケーション	2	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	2
最低修得単位数 計	8	9

「教員職員免許法第 5 条別表第 1」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格		免許状の種類					
		小学校教諭 一種免許状	幼稚園教諭 一種免許状		中学校教諭 一種免許状	高等学校 教諭 一種免許状	
			初等 教育	子ども 支援			
基礎資格		学士の学位を有すること（＝卒業）					
要 大 学 に お い て 最 低 修 得 す る こ と を 必 ず 修 得 す る 最 低 修 得 単 位 数	教科及び教科の指導法に関する科目	30	--	--	28	28	
	領域及び保育内容の指導法に関する科目	--	18	22	--	--	
	教育の基礎的理解に関する科目	12	12	14	12	12	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	14	6	6	12	10	
	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5	5	5
		教職実践演習	2	2	2	2	2
	大学が独自に設定する科目*	0	8	2	0	2	
最低修得単位数 計		63	51	51	59	59	

※「大学が独自に設定する科目」の詳細については、P117・118 を参照。

#### 【副免許】

「教員職員免許法第 6 条別表第 4」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格		免許状の種類	
		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
基礎資格		各自の所属学科の基礎免許（希望する副免許の学校種が中学校なら中学校、高等学校なら高等学校同士）を必ず取得のこと	
大 学 に お い て 修 得 す る こ と を 必 要 と す る 最 低 修 得 単 位 数	教科及び教科の指導法に関する科目	28	24
	教育の基礎的理解に関する科目	2	2
	大学が独自に設定する科目*	2	-
最低修得単位数 計		30	24

※「大学が独自に設定する科目」の詳細については、P117・118 を参照。